

建設環境委員会勉強会会議録

招 集 年 月 日	令和 7年9月26日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委員長	楠 浩幸		
	閉 会	午前11時17分	委員長	楠 浩幸		
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	寺田 悟	○	滝本 幸夫	○		
	菅沼 淳	○	楠 浩幸	○		
	佐原 佳美	○	二橋 益良	○		
説明のため出席した 者の職・氏名	環境部長	内藤 健作				
	上下水道課長	鈴木 克昌				
	課長代理兼総務 係長	外山 典靖				
	工務係長	中西 雄一				
	工務係主査	鮫田 英寿				
	総務係主任	関宮 令以奈				
	総務係主任	三浦 聡				
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	内山 浩二	書記	白井 麻貴	書記	高橋 俊貴
会議に付した事件	令和7年9月定例会付託 議案審査					
会議の経過	別 紙 の と お り					

建設環境委員会会議録

令和7年9月26日（金）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前9時57分 開会〕

○楠委員長

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開催をいたします。

傍聴の申出がありましたので、議長、副議長、それから、委員外議員の皆様も参加をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議に付託されました議案は既に配信をされておりますので、付託議案の一覧表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから議案の審議に入りますけれども、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行っていただくようお願いをいたします。また、質疑は一問一答として、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のためにマイクのスイッチを入れ忘れのないようお願いをいたします。また、職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきましては、あらかじめ許可をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

出入りされる職員におかれましては、審査の邪魔にならないように静かに出入りをするようお願いをいたします。

それでは、早速議案の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第85号、令和6年度湖西市公共下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

関係資料は、令和6年度湖西市公共下水道事業会計決算書、決算附属書類、決算概要説明書2ページから5ページまでとなります。

それでは、部長が出席をされておりますので、一言御挨拶をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○内藤環境部長 おはようございます。今日はよろしくお願いいたします。

先ほど委員長からお話がありましたが、公共下水道事業会計の決算、引き続いて水道事業会計の剰余金の処分及び決算についてを審査いただきます。

それでは、本日はよろしくお願いいたします。

○楠委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行いたいと思います。

質疑につきましては、企業会計ですので、歳入歳出まとめて行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。どなたか。

菅沼委員。

○菅沼委員 それでは、収益的支出1款1項1目の管渠費です。

下水道管修繕費用、土地賃借料が前年比130万円減額となった理由をお伺いいたします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

1款1項1目ですが、土地賃借料につきましては、前年度変動はございませんでした。

下水道管の修繕につきましては、下水道管やマンホールの蓋の不具合があった際の修繕であったり、道路の舗装の修繕を行う際の経費を計上しておるものです。

令和5年度につきましては、9件で350万円強の費用がかかっておりましたが、令和6年度は、5件で220万円強の費用となっております。令和6年度につきましては、令和5年度と比較して件数も少なかったことから、前年度から130万円の減額となったものでございます。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 修繕の件数が減ったということで減額となったということで分かりました。終わります。

○楠委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

寺田委員。

○寺田副委員長 収益的収入の1款1項1目のところでお伺いします。

営業収益が減額した要因と課題を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

下水道使用料は前年度比で94万1,160円の減額でありました。有収水量、使用料金ともに対前年度対比0.3%の減となっております。

減少の要因につきましては、家庭用につきましては0.5%の増となっておりますが、家庭用以外の事業用での有収水量が前年度より少なかったことが減額の要因と考えております。

本市の課題につきましては、接続人口が伸び悩んでいることが大きな課題となっております。

下水道工事によります処理区域の面積は毎年増加をしております。しかし、下水道への接続につきましては、既存の住宅エリアの場合、どうしても多くの方は住宅の建て替えの際に接続を検討していただくということで、接続前にある一定の期間を要していることも課題であると考えております。また、人口減少に伴います接続人口の減少ということにつきましても、大きな影響を及ぼしていると考えております。

以上により、接続人口の増加に向けた対策が今後も必要となっておりますことから、未接続世帯への接続の勧奨を行うほか、令和7年4月、今年度から水洗便所の改造資金の利子補給制度の要件の拡充も行っております。現時点におきましてはまだ利用申請はございませんが、今後につきましても、引き続き、未接続世帯への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員、いかがですか。

○寺田副委員長 下水道料金の関係なんですけど、これ、水道料金ですね、要は、入ってくるのと出てくるのと一緒ということで下水道料金の換算して請求してるということだと思うんですけど、要は、下水道の使用というのは、必ずしも水道の使用料とは一致しないと思うんですけど、その辺の矛盾というのは何か対策ってあるんですかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 基本的に下水道の考え方といたしましては、水道のメーターを通った水は全て下水道へつながっているという考え方になっております。ただ、外水栓であったり散水であったりということにつきましては、どうしても、当然、水をまいたところにつきましては下水道につながりませんので、そこについては、ある一定の差というのは生じるのかなとは思っておりますけれども、基本的な考え方といたしましては、水道メーター回った分は下水道につながるというような認識の中で、料金のほうの請求はさせていただいております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 結局、下水道の接続ですね、それがなかなか進まないというのが、結局そういうところの料金の差とか、そういう矛盾が、市民がしっかりと理解して納得しているかどうかとか、あと、やはり、何ですか、合併浄化槽ですね、そういうのがあって、わざわざ下水道が後から来て、それに接続しなくても今は間に合ってるから接続が進まないということもあると思うんですけど、そういう点をよく市民に理解していただいて、下水道、つないでいただいて環境浄化を図るというんですかね、そういう、環境にいいんだよということをしっかりと広報していただかないといけないと思うんですけど、その辺の丁寧な説明というのは、どうでしょうね、今までやって、なかなか継

続してもらえない、さらに今後もっと丁寧に説明する新しい何か方法ですね、そういったものを考えてるのかどうか、いかがですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

下水道工事をする際には、関係の地権者の方にお集まりいただいて、全体で説明会のほうは開催をさせていただいております。そういった中で、下水道に接続するメリットであったり、そういったものもお伝えさせていただきながら、下水道への接続はお願いしているような状況ではありません。

委員おっしゃるように、建て替えたばかりですとか浄化槽をつけたばかりだと、なかなか下水道へつないでいただかないという現実もございます。

ただ、そうはいつても、下水道整備しておりますので、我々としても、当然、最終的には下水道へつないでいただきたいということもございますので、ウェブサイトで周知するですとか、説明会の際にもう少し丁寧に説明するとか、そういった形で接続のほうは促していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 できるだけ接続率を上げて収益を上げるように、努力のほう、いま一度よろしくお願ひいたします。

○楠委員長 よろしかったですか。

それでは、ほかに。

佐原委員。

○佐原委員 まず、今の寺田委員の関連質問なんですけど、私の知り合いでも、市から早く接続をしてと言われてるけど、合併浄化槽も点検とかランニングコストがかかりますよね。その料金と、接続時は一時工事費はかかるとは思いますが、水道代が倍になっていくというのその持ち出しの比較とかというのって、計算したことってありますか。やはり、接続したほうがお得なんですよみたいな説得、お得かどうかちょっと分かんないですけど、どうでしょうか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 下水道へ接続するのと合併浄化槽、どちらがコスト的かというお話だと思うんですが、過去には一度試算をしております、やはり公共下水道に接続したほうがコストとしては安くなるというような算出はしております。

ただ、昨今、ちょっと料金改定もしておりますので、その辺まだ、最近ちょっと試算までは至っておりませんが、少なくとも下水道に接続すれば高くなるということになりますと当然メリットもなくなりますので、その辺は料金改定も併せまして、それも試算をしながら検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。接続率が上がるような、そういうPRもお願いしたいと思います。

では、私のほうからは、収益的支出の1款1項2目の説明書の4ページにありますが、処理場及びポンプ場費が1,700万円減額の理由を、新居と湖西の浄化センターの委託料とか、その辺の費用が1,700万円、前年度より下がっているその理由をお願いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

減額の差が一番大きかったものは修繕費となります。修繕費は、令和5年度につきましては5,639万円余りとなっておりますが、令和6年度につきましては3,495万円余りということで、約2,140万円ほどの減額となっております。

この現象につきましては、当初予算額が、令和5年度予算6,000万円に対しまして、令和6年度予算ですが、4,000万円を計上させていただいております。予算の範囲の中で計画的な修繕を実施した結果となったものと考えております。令和6年度は、また、令和5年度よりも緊急的な修繕も件数的には少なかったことも減額の要因となっておりますと考えております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、どうですか。

○佐原委員 分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 それでは、ほかに。

菅沼委員、どうぞ。

○菅沼委員 それでは、収益的支出、1款1項4目、総係費です。前年比で2,430万円増額となった理由を教えてください。それと、その中の主なものとして、人件費、委託料、これについてお伺いいたします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

主なものとして、まず人件費となります。人件費につきましては、給与、手当等、賞与等引当繰入金、退職手当負担金、法定福利費となりますけれども、令和5年度につきましては、4,807万円ほどでございました。令和6年度につきましては、4,923万円ほどということで、約116万円ほどの増額となっております。

理由につきましては、人事院勧告に伴います人件費の上昇が主なものとなっております。

続きまして、報償費となります。こちらにつきましては、受益者負担金の一括納付の報奨金を費用計上しております。令和5年度におきましては224万円ほどでしたが、令和6年度につきましては437万円ほどになっております。金額といたしまして、212万円ほどの増額となっております。こちらは、受益者負担金の一括納付を行っていただけの方が多かったことにより、この差額が生じたものでございます。

3点目ですが、委託料となります。令和5年度につきましては2,625万円ほどでございましたが、令和6年度におきましては、4,375万円ほどの委託料となっております。金額的に約1,750万円の増額となっております。

増額の主な要因ですけれども、1点目は、令和6年度から下水道の排水設備工事申請及び受益者負担金等徴収業務委託を開始いたしました。それによりまして、約276万円ほど増額しております。

2点目ですが、衛生プラント及び湖西・新居浄化センターの施設統廃合等可能性調査業務委託を発注させていただいております。こちらが3,118万円ほどの契約額となっておりますので、その分が増額となっております。

3点目ですが、令和5年度は、下水道経営戦略及び下水道使用料検討業務990万円計上しておりましたけれども、令和6年度はその分がございませんでしたので、その分は減額となっております。

以上が、主な理由となっております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ありがとうございます。御丁寧にありがとうございました。終わります。

○楠委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐原委員。

○佐原委員 収益的収入で、1款1項6目、説明書は3ページです。

他の科目に属さない収益に占有料と指定工事店手数料とありますけど、金額としては5万円ですけれども、その占有料というのがちょっとよく分かんなかったりして、その説明と収益の内訳をお願いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

占有料につきましては、湖西浄化センターと新居浄化センターにあります電柱の占有料金となっております。

内訳につきましては、湖西浄化センターが電柱が8本、新居浄化センター、電柱が9本となっております。その占有料となっております。

金額につきましては、令和5年度と変動ございません。

指定工事店の手数料になりますが、まず、湖西市内の排水設備などの新設等の工事は、市長が指定した排水設備指定工事店が行わなければならないと条例に規定してございます。その指定店を湖西市が新規で指定する場合に、1件につき1万円の手数料を納めていただいております。また、指定の有効期限が、指定を受けた日から5年となっておりますので、5年ごとに指定店の方は更新をしていただいております。

その更新の際に、更新が5,000円の手数料を納めていただいておりますので、内訳については、令和5年度につきましては、更新のみで14件、14件で5,000円ですので7万円でした。令和6年につきましては、新規が6件ございましたので、1万円が6万円、更新が12件ございまして、12件の5,000円ですので6万円、新規と更新合わせて12万円となりましたので、その差額が5万円となっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、どうですか。

○佐原委員 分かりました。今回の条例改正のところに指定業者が、湖西市以外のところも、災害とかが発生したときに多くの事業所、工事店が必要だということで、そういう人たちも、もう全部この契約するには5,000円ずつ払って。どこも一緒ですよ。それとは全然違うことですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

災害につきましては、例えば、湖西市が被災した場合に、湖西市が指定店としている登録している業者さんだけでは手が回らなくなったときに、例えば、ほかの自治体さんで登録を受けている業者さん、湖西市の中は湖西市の業者しかという定めがあるんですが、それがほかの自治体でも指定工事店の登録を受けているところにつきましては、湖西市のほうの災害応援に来ていただいて作業はしていただけるということになりますので、湖西市に登録がなくても、災害時には、ほかの自治体で登録を受けた業者さんも湖西市の中で仕事ができるというようなつくりになっております。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 先に契約しておいてということは必要ないんですね。じゃあ、災害がいつ起こるか分からなくて、5年ごと更新しなきゃいけないとかなると、その全部が先に契約しておかなくても、そういう有事の際というのは、特例でやるということですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 湖西市での、災害時におきましては、湖西市の登録は問われないということになります。他の自治体に登録をされていればということになりますので。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。ありがとうございました。

○楠委員長 よろしかったですかね。

ほかに質疑ありませんか。どうでしょうかね。

佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 すいません、続いてお願いします。収益的収入の1款2項2目と1款2項3目なんですけど、これ、ちょっと別々に出しましたけれども、よく読みましたら、組み替え表記だなということが分かりましたので、併せて説明していただければいいんですけど、他会計補助金において、一般会計からの人件費が減額された理由はということと、

その下の行のところが、他会計負担金において、一般会計からの負担金が皆増した、前年ゼロだったのに、多額の4億6,577万9,000円が表記されていたので、その組み替え理由をお聞きます。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

一般会計からの繰入金ですが、総務省通知に基づきまして、地方公営企業繰出基準に従った基準内繰入金と基準外繰入金がございます。湖西市公共下水道事業では、分流式下水道に要する経費と高度処理に要する経費分が基準内繰入金として、また、人件費が基準外繰入金として計上をされております。

これまで、基準内繰入金と基準外繰入金を合わせまして他会計補助金として扱ってございましたけれども、地方公営企業法第17条の2、経費負担の原則に基づきまして、収入区分をより明確にするために、新たに他会計負担金の目として設けてございます。

このため、他会計補助金から基準内繰入金が減額をされ、他会計負担金に基準内の繰入金が新たに計上されましたので、このようなこととなっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 これまではということですかね。基準内の繰入金が、三つ言いましたよね、人件費と何々、ちょっと書き切れなかったのもう一回言ってください。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 分流式下水道に要する経費、雨水と汚水ですね、別々に処理しておりますので、分流式と申します。と、高度処理、浜名湖に放流するに当たって、高度処理をして放流しておりますので、その高度処理に要する経費、この二つが基準内の繰入金となっております。また、人件費分につきましては基準外の繰入となっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。総務省からの通達で変えましたということですね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 総務省の通知といたしますか、地方公営企業法に経費負担の原則に基づいて、収入区分より明確にしたいということで、新たに目を設けてございます。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 じゃあ、いつから変えなさいよじゃなくて、我が市としてこのようにしましたということで理解しました。ありがとうございます。

○楠委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

菅沼委員。

○菅沼委員 資本的収入のほうでお願いします。

1款8項1目受益者負担金で、受益者負担金が前年度比で1,100万円増額となった理由と、負担金の算出根拠をお伺いいたします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

受益者負担金につきましては、令和5年度につきましては、対象者51名、面積といたしまして、5万4,693.86平米の賦課を実施しております。令和6年度につきましては、対象者96名、面積といたしましては、4万9,173.23平米となっております。

前年度比と比べて増額した理由でございますけれども、受益者負担金を一括納付していただいた方が、令和5年度は820件、約1,350万円でございます。令和6年度につきましては、一括納付された方が約1,700件、金額といたしまして約1,870万円であったこと、また、令和5年度に令和4年度以前分、受益者負担金は分割納付できますので、令和4年度以前分を支払われた件数が185件の約230万円であったのに対しまして、令和6年度は、令和5年度以前分を支払われた件数が約130件であったんですが、金額が約800万円の支払いがございましたので、前年度と比較して大幅に増額をしたものでございます。

受益者負担金の算出の根拠ですが、対象面積1平米当たり、湖西地区におきましては410円を乗じております。また、新居地区につきましては、同じく面積につきまして400円を乗じて面積の金額のほうは算出させていただいております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ありがとうございます。簡単に言うと、対象者が増えたということで理解していいんですかね、これは。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 対象者は、新規の対象者は増えてございます。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 もう一つ、算出根拠のほうで、1平米410円とおっしゃったんですけど、これって、自分の所有地の面積ということなんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 受益地の面積となります。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりました、ありがとうございます。

○楠委員長 よろしかったですかね。Pほかに質疑はございませんか。

佐原委員。

○佐原委員 収益的支出の1款2項3目で、説明書の4ページですが、雑支出の消費税の雑損の費用とは、ちょっと消費税のことは大変難しいので、ざっくりとした説明で結構ですが、お願いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

収入のうち、消費税計算におきましては、補助金や負担金につきましては特定収入という区分になります。

特定収入は、全体の収入の5%を超える場合には、消費税申告時に特定収入分も含めて消費税計算を行う必要がございます。

具体的には、地方公営企業法におけます3条特定収入を得るために支出した費用のうち税法上控除の対象外となる消費税、例えば、補助金に対して発生する消費税なんかはそれに当たるんですが、その分につきましては雑損として計上いたしまして、仮払い消費税を減少させることで仮受消費税が増加し納税分が増える計算となります。

ちょっとなかなか複雑ですが、ちょっと説明させていただきます。

○楠委員長 佐原委員、いかがでしょうか。

○佐原委員 補助金負担金という特定収入は、全体の5%を超えると消費税が発生するということが分かっただけでもよかったです。ありがとうございます。

○楠委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

菅沼委員。

○菅沼委員 その他ということをお願いします。

付属書類の2ページなんですけど、経営指標に関する事項で、指標にある経費回収率は前年比で1.4ポイントの減で、適正な使用料の確保及び汚水処理費の削減が必要とありますが、それぞれ具体的にはどのような取組が必要と考
えておられるのか、お伺いいたします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

経費回収率ですが、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかということを示した指標となっております。数値が100%を下回っている場合におきましては、汚水処理にかかる費用が使用料以外の収入により賄われているということを意味しております。

下水道事業の性質上、計画区域に対しまして処理区域が途上、拡張期でありますと、どうしても普及率がまだまだ低いこともございまして、100%未満を切ってしまうということが多くございます。

以上のことから、使用料確保の観点から、処理区域内にお住まいの方に対しまして接続をお願いすると。引き続き接続をお願いするとともに、今後におきましては、昨今の物価上昇もございまして、下水道料金の改定というところも当然検討することも必要となってくるのかなというふうには考えてございます。

また、汚水処理費の削減につきましては、先ほども申し上げましたけれども、昨今の物価上昇におきましては、光熱費等の上昇というのはなかなか厳しい環境下にあるのかなというふうには考えております。

ただ、今年度より上水・下水道を統合して上下水道課となっておりますので、事務の効率化や合理化を図っていく中で費用削減のほうには努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ありがとうございます。今の説明ですと、適正な使用料の確保ということについては、将来、使用料の引上げも考えていかなければならないと、こういうことでよろしいですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 そうですね、どうしても処理費用にかかってございます。使用料で賄い切れていない部分もございまして、繰入金に頼っている部分もございまして、少しでも自前でお金を確保して運営のほうはしていければというふうには考えております。当然、料金改定というのは、その先にあるお話かなと考えております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 なるべく負担の少ないようなことを考えてください。ありがとうございます。

○楠委員長 ほかにございませんか。

二橋委員。

○二橋委員 業務の執行状況の中でちょっとお聞きしたいことがありますので、お願いしたいと思います。

まず、接続人口というのは多少のぶれがあるものですから、転入転出があるものですから、多分移動して思うんですけども、この接続戸数が令和5年度よりマイナスしたというのは、理由として幾つか挙げられると思うんですけど、どういう理由があるんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 戸建ての住宅につきましては、そこに住まわれている方がお亡くなりになったであったり、アパートなんかに入られる方ですと転居されたりということがございますので、当然、アパートも、つないでいる箇所が、出ていってしまえばそこで人口が減ってしまいますので、そういう意味で接続戸数というのが減少しているのかなというふうには考えております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 例えば、空家になって、水道も止水したような状況で、そういうところもこの対象になるのかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 そうですね、休止の状態ですと、下水道としては接続戸数からは控除させていただいております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 大体、今まで過去を見てみるとずっと右肩上がりなんだけど、なぜ、この令和6年度、戸数が多少減っているというのは、何か理由がありますかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 工事の進捗状況もございますけれども、枝が広がれば接続していただける戸数も増えるんですが、ちょっと枝も広がらない、幹線のほうを投資しますと枝が広がりませんので、そこで接続していただけないということがあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 分かりました。もう一点いいですか。

○楠委員長 どうぞ。

○二橋委員 企業債の推移を見てみると、毎年、償還額が超えてたんだけど、ここ令和5年、令和6年は特に企業債の発行額が多くなって償還が少なくなってるんだけど、こういう状況というのは、令和6年度としてはどんなふうに見えますかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 令和6年度におきまして、湖西の浄化センターは、汚泥処理棟の耐震工事と機械の更新工事をやっております、かなり大きな額が発生してございます。そこで、その分につきましては、起債のほうで対応させていただいているということで、ちょっと起債の発行額は上昇しておるのかなというところでございます。

今後につきましても、施設のストックマネジメント計画に基づきまして、施設の更新、耐震も含めてやってまいりますので、ちょっとしばらくは、やはりどうしても起債の借入れは増えてしまうのかなというような状況にはございます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 これからいろんなものが老朽化してくる可能性もあるんですよね。下水道始まってからかなりたつてますので。そこへ投資していくと、どうしても起債額が増える可能性があると思うんだけどね。そこら辺の抑えはどうなんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 更新に当たって、ストックマネジメント計画を立てた中で、当然、財政シミュレーションというのも実施はさせていただいております。昨今の物価高になりますが、どうしても工事費用というのは増額傾向かなと思いますので、これにつきましては、ある程度コストを下げる方策も検討しながら、起債の借入れについても進めていかなければいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 分かりました。大変ですけど、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○楠委員長 ほかにはございせんか。

佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 附属書類の、先ほど菅沼委員が経費指標に関する事項というところから質問されましたけど、その中の、その下の表に、附属書類の2ページです。一番下に管渠老朽化率0.0%というのがずっと続いてて、上の説明を読むと、法定耐用年数を経過した管の割合はゼロなので、当面、管渠更新の投資の必要はないとあるんですけど、これは、八潮市で起きたような、あんな大きな大規模な管は入ってないという話ですけど、湖西市はそれの管と同じ管を意味してらんですか、この管渠というのは、下水道の管。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 管渠につきましては、いわゆる、サービス管という各家庭の汚水を直接取りに行く管と、その管をまとめて浄化センターつなぎます幹線の管渠というものがございします。基本的には、幹線管渠とサービス管、同じ管渠なんですけど、まとめて管渠という呼び方はさせていただいておひます。

湖西市におきましては、まだ下水道が始まって年数も浅いものですから、耐用年数が来てる管路というのはまだございせんので、老朽化率としては、数字として0%という形になってございします。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 令和3年から0.0%と続いてますけど、法定って何年なんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 50年です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 そうですか。はい、分かりました。

続いていいですか。

○楠委員長 どうぞ。佐原委員。

○佐原委員 管は50年もつというけれども、耐震化の管とはまた違うわけですよ。あれ、耐震化というのは、接続の部分を中心に言うのかどうかですけど。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 管といたしまして、今、耐震管と呼ばれる管を敷設をさせていただいておひます。また、マンホールがよく、地震が起きると液状化で飛び出すなんていう映像も御覧いただいたことがあるかと思うんですけど、そこにつきましても、ある程度、浮上防止になるようなものを現場のほうは埋め戻し材で施工させていただいておひますので、それにつきましても、ある程度対応はさせていただいてるかなというふうには考えてございします。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 すいません。水道だったか忘れましたが、何か、耐震化率とは聞いたら、40数%みたいな数字を覚えてらんですけど、全体としては、下水道の、どうですか、管の耐震化率というのは。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 管路としては、100%の耐震化ですね。マンホールの接続につきましても、ある程度可とう性のあるもので接続をしておひますので、対応はできているのかなというふうには考えておひます。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。ありがとうございました。

○楠委員長 ほか。

二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 さっきの答弁の中で、枝線の増築が少なくなったというか、ないもんだから、接続戸数が増えないと言っただけども、本来、本当は行政人口で言えば、全体がそうなんだけども、処理区内の戸数を増やすという努力はどのようにしたのかね。それによって、その補填はできたと思うんだけども、どうですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 未接続の方におきましては、毎年、接続のお願いというんですか、実施をさせていただいております。戸別訪問であったり、通知を差し上げたりということで、接続のお願いというのは引き続き続けてはさせていただいておりますが、やはり各家庭の御事情もございますので、なかなかそこに直接つながっていかないというものはございますけれども、接続のお願いということでは毎年実施はさせていただいたような状況でございます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 なぜ聞いたかという、今、ちょっと横並びというか、事業的に横並びになっちゃってる時期なもんで、できれば、未接続の加入をどんどんしたほうが、促すようにしたほうがそこを補えるかなと思って今お聞きしたんですけど、水洗化率も落ちちゃってるもんで、ここも問題なんだよね、本当は。

どうですか。令和6年度は、令和5年度と同じような勧誘方法をしたのか、あるいは、令和6年度は、そういう意味でも、ちょっと違ったこんなことをやりましたよということがありましたら教えてください。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 特に令和6年度に限って新しいことを行ったということは、申し訳ありません、ございません。

以上です。

○楠委員長 ほかはどうでしょうか。

ないですか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ほかにないようですので、質疑を終結したいと思います。

それでは、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 なしですね。

これをもって討論を終結をいたします。

それでは、ここから採決ですね。

これより、議案第85号、令和6年度湖西市公共下水道事業会計決算認定についてを採決をいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○楠委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩といたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○楠委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開したいと思います。

続きまして、議案第86号、令和6年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。
関係資料は、令和6年度湖西市水道事業会計決算書、決算附属書類、決算概要説明書の6ページから9ページまでとなります。

これより質疑を行います。

質疑は、歳入と歳出をまとめて行います。

質疑のある方はございませんか。挙手をお願いします。

菅沼委員。

○菅沼委員 それでは、収益的収入、1款1項1目、給水収益で、給水収益が前年比で約1,300万円増額となった理由をお伺いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

令和6年度の給水収益の増加の要因ですけれども、給水人口自体は減少してございます。給水人口の減少に伴いまして、家庭用なんですけど、家庭の使用量というのは実際減少しております。家庭用が減少した一方で、事業用の給水量が大きく増加をしてございますので、給水収益1,300万円ほど増額となっております。

ちなみに、有収水量ですが、家庭用ですと。前年比約0.2%の減となっております。逆に、家庭用以外、需要含めですが、約7.5%の増。給水収益につきましても、家庭用の給水収益は約0.2%の減となっている反面、家庭用以外でございまして、6.7%の増となっております。

ちなみに、広域別の動向も確認いたしますと、いわゆる一般家庭向けの口径13ミリメートルでは、給水量、給水収益ともに減少しておりますが、事業所ですとか工場向けですと、割と大口径の口径が多いんですが、50ミリメートルや75ミリメートルの口径に至りましては、給水量、給水収益ともに増加しておりますので、事業系の増加が給水収益の増加につながったものと考えております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 家庭用は多少減ったんですけど、事業用が大幅に増えた、使用量が増えたということで、理解しました。終わります。

○楠委員長 ほかに質疑はございませんか。

寺田委員、どうぞ。

○寺田副委員長 収益的収入、1款1項1目でお伺いします。

スマートメーター導入による使用水量の増減及び営業収益への影響を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

水道スマートメーターの導入が使用水量の増減や給水収益の増減に直接影響するものではございませんが、水道スマートメーターの漏水検知の機能がございまして。その検知により、市民サービスの向上や水道事業会計におけますコスト削減には寄与していると考えております。

水道スマートメーターですけれども、漏水検知の機能を有してございます。現在は、1時間当たりに15Lの水が、72時間、3日間流れ続けますと漏水と判定をいたしまして、その漏水のアラートが立ちますので、上下水道課のほうにメールが入ります。そのメールを確認して、使用者が分かりますので、使用者の方に漏水の疑いがあるというお知らせをさせていただいているのが現状でございます。

スマートメーターの漏水検知によるメリットですが、3点ほどあると考えております。

1点目ですが、市民サービスの向上です。

漏水を早めに修繕していただきますので、御家庭や事業所、いわゆる利用者の方の修繕が、漏水がひどくなる前に対応はしていただけるようになっておりますので、修繕の費用も削減できるのではないかと考えてございます。

2点目は、有収率の向上となります。

有収率とは、施設の稼働が収益につながっているかどうかを判断する指標になります。漏水の早期発見によりまして、漏水の配水ロスを未然に防ぎまして、給水収益につながらない水、いわゆる無収水量と言うんですが、その減少をすることが可能になると考えております。

3点目ですが、エネルギー費用の削減になります。

漏水によって無駄に流れている水もございますので、浄水施設、配水施設で無駄な動力費の支払いにつながりますので、漏水を早期発見することでもエネルギーの費用削減にもつながるのではないかというふうには考えてございます。

今後も、スマートメーターを市内全域に、令和9年度までに、市内全戸の計画がございまして、粛々と進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員、いかがですか。

○寺田副委員長 よく分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 ほかはございませんか。

佐原委員。

○佐原委員 収益的収入で、1款1項3目、説明書の7ページです。

水道使用料徴収業務負担金の900万円増の理由をお願いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

その他の営業収益ですが、材料売却収益、手数料、雑収益、他会計負担金で構成をされております。

概要説明書にも記載がございまして、主なものは、下水道使用料徴収業務負担金を計上しております他会計負担金となっております。前年度から約280万円ほど、その費用については増額をしております。

増額の内容でございましてけれども、公共下水道事業会計から水道スマートメーターの一部を負担していただいております。当然、検針にかかる費用ということで、費用の負担をいただいているものでございます。そのことにより280万円ほど増額をしております。

令和6年度に一番大きく増額したものでございまして、材料売却収益となっております。これが前年度からの差額で約640万円ほどの増額となっております。こちらにつきましては、中高層特別契約を締結している不動産所有者に水道スマートメーターを原価で売却した収入となります。

中高層特別契約と申しますのは、3階建て以上のマンションやアパートにつきましては受水槽を設けていただいております。原則的には、受水槽に水を入れるところのメーターの検針値をもって、不動産の所有者や管理者に一括で水道料金の支払いをお支払いいただくものでございますが、各部屋の戸別検針や戸別徴収を希望される場合、市と不動産所有者との契約を締結させていただいて、各部屋の戸別検針や戸別徴収を市が実施しております。

令和5年度までは、メーターの有効期限8年というものがございまして、8年ごとに不動産の所有者が水道業者に通常の、いわゆるアナログのメーターを発注して取りつけておりましたが、令和6年度から水道スマート化計画に基づきまして、そういったところにつきましても、水道スマートメーターを不動産の所有者の方にお売りすることができましたので、その分、令和6年度から費用が増額してございます。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 アパートとかだと思うんですけど、マンションとか、何軒という、戸数がきつと積算だとは思いますが、何ていうの、建物の持ち主さんというか、その方たちは何軒くらいの人に売ったんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 ちょっとお待ちください。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 戸数のほうが簡単なら戸数で結構です。1棟につき何軒入っているかによってまちまちですから、何軒の大家さんに売ったのかというより戸数のほうが簡単なら。要は、1個幾らなのかという話です。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 棟数じゃなくて戸数になりますが、戸数で308戸のアパートにスマートメーターをつけていた
だいております。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。

○楠委員長 ほかにはございませんか。

菅沼委員、どうぞ。

○菅沼委員 収益的収入、1款2項1目で、受け取り利息及び配当金です。

預金利息、有価証券利息が前年比で大幅な増額となった理由をお伺いたします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

水道事業会計では、内部留保資金の資金運用として、定期預金への預入れと国債の購入を行っております。

一つ目の定期預金になりますが、1億4,000万円の額面で、平成26年7月から毎年年率0.259%、最終年ですが、1.37%の10年の定期を組んでおりました。令和5年度には、先ほど申し上げました0.259%の利息となりますので、36万2,600円でしたが、令和6年度が最終年度となりますので、最終年度1.37%の利率ということで、191万8,873円の利息を受け取ってございます。差額として、約155万円ほどになっております。

二つ目の定期預金ですが、1年物になりますが、額面4億6,000万円の預入れをしております。

令和5年度につきましては、利率が0.031%でございましたが、利息が14万2,600円でございます。令和6年度でございすが、同額で運用いたしまして、利率0.052%ということで、若干の利率の上乗せがございましたので、利息が23万9,855円となって、差額が9万7,000円ほど増額してございます。

国債におきましては、平成26年8月から、額面5,000万円利率0.6%の国債を購入しておりました。

令和6年度が満期時期になります。半期分の利息ですので、年利30万円の利息ですが、半期分で15万円ということで、この分につきましては15万円の減額となっております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ありがとうございます。主な理由としては、利率が上がったというふうに理解していいですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

利率が最終年度だけ高いという10年ものものを組んでおりましたので、それが、ちょうど令和6年度が最終年度に当たって、その高い利率がその年度に適用を受けたということになりますので、その部分だけが高い利率で受けられたということでございます。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりました。終わります。

収益的支出、1款3項2目で、過年度収益修正損で調停を提言した費用が前年比で大幅な増額となった理由をお伺いいたします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

過年度収益修正損でございますが、前年度以前の漏水軽減によりまして、調停を減額した分を費用として計上するものになりますが、漏水軽減の申請につきましては、漏水の修理後1年以内を提出期限としております。

また、漏水した時期の検針日を過ぎるまでは使用水量が算定ができませんので、検針日が1か月に一度でございます。漏水軽減の申請をどんなに早めにいただいても、その検針日以降に水道料金をお戻しする形になりますので、年度末近くに発生した漏水につきましては、どうしても当該年度での処理ができませんので、新年度の提出となることがございます。中には、申請が終了後1年以内であるということもありますので、少し遅く提出されるという方もございます。ということで、どうしても翌年度にその処理をする事例が発生していることがございます。

なお、令和6年度につきましては、例年よりも前年度に発生した漏水に対する漏水軽減の申請が例年より多く出されたということに加えて、年度末近くに、大型の集合住宅におきまして大規模な漏水が発生してございました。その漏水軽減の申請や過年度損益修正損ということで計上させていただきましたので、大幅な増となっております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ありがとうございます。要するに、検針の時期によって、大幅な今回は増額になったというような理解でよろしいですか。分かりました。終わります。

○楠委員長 ほかにはございませんか。大丈夫ですか。

二橋委員。

○二橋委員 配水量、有収水量の推移を見ると、令和6年度は極端に配水量が増えてるんだけど、人口は減少してるけども戸数はそんなに変わってない状況だと思うんですよ。これ、増えている要因というのはどういうことですかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 水量が伸びた原因につきましては、先ほど申し上げましたけれども、事業系の使用量の増が見込まれたということで水量増になってございます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 分かりました。それだと、賦課率なんですけども、93.4%、令和6年度はちょっと下がってるんですけど、93.4%という数字というのは、上下水道課のほうとしてはどのように見ているのか。賦課率。

○楠委員長 二橋委員、主要施策でしたかね。何に書いてあるんですか。

○二橋委員 監査員意見の中で。監査員の意見書の中の15ページのエのところだね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 すいません、お待たせいたしました。

賦課率93.4%、1日平均配水量を1日最大配水量で除しております。一番いいのは100%に近づけばいいとは思いますが、当然、配水量が右肩上がりの時代ではございませんので、どうしてもその部分というのは、施設もダウンサイジングしていけば数字って変わってくるのかなと思います。今の施設の容量でいきますと、どうしてもちょっと、若干減少傾向になるのかなというふうに考えます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 さっきのあれですけど、配水量の有収水量との関係と思うんですけども、100%に近いのが理想的なんですけど、この数字というのは私はすごい、93.4%、すごい数字だなと思ってるんですよ。だから、わざと聞いたんですけども、担当課のほうとしては、この数字がどういうふうに位置づけられてるのかちょっとよく分からんもんですから聞きました。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 確かに高い数字でということを書いていただけることはうれしいことでございます。今後は、給水人口が減っていきますので、当然、そこで施設が過剰となることも考えられますので、施設の統廃合であったり、ダウンサイジングだったりということで、極力この数字を維持できるような形で進めていけたら、給水人口の減少に対しましても、そういう対応をして、ある程度この数字を維持していきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 収益的収入に直結するもんですから、ここの賦課率をやはりこれからも重視していかなければいかんと思うんですよ。よろしくお願ひしたいと思ひますのと、もう一点いいですか。

○楠委員長 はい、どうぞ。二橋委員。

○二橋委員 それから、あと、令和6年度は、まず、どういう理由だか分からんけども、給水原価はかなり上がってるよね。これは何か理由があるの。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

給水原価の上昇につきましては、令和6年度中、中之郷の配水場がございますが、中之郷の配水場の解体を行ってございます。これにつきましては、ある程度まだ耐用年数がある中で除却をしておりますので、そこで除却損が出たということで、一過性のもので、この年度につきましては金額の差が大きく出てございます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 分かりました。急にこれ上がったもんですから、何か単価的な、都田川水系のそちらのほうの料金もかかってきとるんかなと思つてちょっと確認しました。それは別に関係ないわけね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 はい。

○二橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 ほか、ありませんか。

○楠委員長 寺田委員、どうぞ。

○寺田副委員長 確認なんですけども、最初の給水収益のところ、家庭用が減少して事業用が増えたということ、そういう答弁をされていたと思うんですが、いいですかね。事業用が増えたというのは、新規の事業者が多くなったということですかね。契約が多くなったということですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 特に際立って契約が増えたということではございませんが、全体に事業系の伸びがあったというふうには認識しております。特段、どこどこが来て急に増えたということではなくて、ある程度、全体的な増加かなというふうには認識しております。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 それは、管が太くなったことでたくさん、水を使ってくれたということですかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 そういうことではないと。当然、事業の活動に必要となる水を使っていたということかなというふうには認識しておりますけれども。

○楠委員長 寺田委員、いいですか。

○寺田副委員長 先ほどの下水道のほうだと逆だったんですけど、これ、水道のほうは事業用が増えたということなんでしょうね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 どうしても、水道は当然市内全域の配水をしてしておりますが、どうしても下水道はまだ市内の全域というわけにはいきませんので、当然、下水道の事業区域の中にある事業所が減っている。それにつきましては、下水道の区域の中も外もございまして、下水道の外のところでは使っていた方が増えているのかなというふうな認識ではあります。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 だから、今回、特に大きな企業が、新しい工場ができて、それで使用量が増えたとかそういうことではなくて、既存のところでは使用量が単純に増えたというようなことでよろしいんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 当然、新規の工場につきましても、ある程度給水はさせていただいておりますが、全体的に事業系、増加傾向が見られておるといような状況でございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 はい、ありがとうございます。

○楠委員長 ほかにございませんか。

佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 事業自体はすごく安定していい、好調な感じですけども、いまだに水道料未納の家庭とか、その辺の、ずっとたまっちゃってる不納欠損というか、そこら辺のパーセントというのは本当に微量で影響はないのかと思えますけれども、何件ぐらいはあるんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

欠損につきましては84件、金額といたしまして、75万4,123円となっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 いろいろ計画して、努力していただいて、徴収のほうね、していただいているということは知っておりますが、ありがとうございます。

○楠委員長 ほかにありませんか。いいですかね。

菅沼委員、どうぞ。

○菅沼委員 すいません、決算についてではないんですけど、昨日、新聞報道で、要するに、何ていうんですかね、水道管の漏れについてという、大きく報道されたんですけど、この質問、ちょっと聞いていいですかね。決算とちょっと関係ないもので。

○楠委員長 終わってからでもいいですかね。決算の審議に集中をしたいと思います。

○菅沼委員 分かりました。

○楠委員長 ほかはありませんか。

私のほうから1点伺ってもいいですかね。委員として質疑したいので、暫時、副委員長と交代します。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 令和6年度水道料金の改定を行ったと思うんですけども、その効果と、その効果がどれぐらいまで維持できるのかというのを、ざっくりでいいんですけども、伺いたいと思います。

○寺田副委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

料金改定につきましては、令和6年度の議会で御承認いただいて、令和7年4月より適用ということになっておりますので、まだ直接決算における料金改定の影響というのはまだないのかなど。今ここで、8月までですかね、掲示させていただきまして、一応、料金改定、給水収益10%増ということで料金改定のほうさせていただきました。

現在の給水収益が9%、給水収益増となっております。ちょっと人口減も見込んだ中での10%だったんですが、予定よりも少し人口減少が進んでいるのかなということで、収益としては9.9%増ですね、9%ほどの増額となっております。

料金改定に当たりましては、5年ごとに改定の検討をするということで進めてございます。今後の収益の状況であったり、当然施設の状況もございまして、それを見ながら5年に一度の料金改定の検討は進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 分かりました。すいません、私のちょっと認識違いでしたね。料金改定、今年度からということで理解をしました。ありがとうございました。

○寺田副委員長 それでは委員長席を委員長と交代します。

○楠委員長 ほかにないようでしたら、質疑をこれで終結したいと思います。

それでは、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようですので、これをもって討論を終結をいたします。

これより、議案第86号、令和6年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを採決をいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○楠委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長において作成させていただきたく御了承お願いいたします。いいですかね。

以上で、本日の建設環境委員会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

〔午前11時17分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 楠 浩 幸